

ホームページ公開

平成25年4月18日 教育委員会定例会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成25年4月18日(木) 午後1時30分 ~ 午後3時55分
- ・教育委員会室

2 出席者

委員

事務局職員

委員長 土屋 嶮	教育次長	南谷 清司
委員 野原 正美	教育次長	福井 康博
委員 月村 時子	義務教育総括監	和田 満
委員 稲本 正	総合教育センター長兼教育研修課長	浅井 正美
委員 森口 祐子	教育総務課長	井川 孝明
教育長 松川 禮子	教育総務課教育主管	高橋 博美
	教育財務課長	後藤 幸晴
	教職員課長	蛭川 義高
	教職員課教育主管	名取 康夫
	学校支援課長	柿澤 雄二
	特別支援教育課長	安田 和夫
	社会教育文化課長	浜崎 浩之
	スポーツ健康課長	増田 和伯

3 議事日程等

報第1号及び報第2号、議第1号並びに事務局報告の(4)及び(5)について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成25年3月21日開催の教育委員会会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

発言者	発言内容 () 書きは事務局発言
報第1号 退職職員の表彰について（非公開案件）	
<p>職員の表彰（3名）を専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件につき、議事録は別途作成。</p>	
報第2号 市町村立学校管理職等の人事異動について（非公開案件）	
<p>市町村立学校管理職等（1名）の人事異動を専決処分で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件につき、議事録は別途作成。</p>	
議第1号 平成25年度岐阜県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開案件）	
<p>平成25年度岐阜県教科用図書選定審議会委員20名を任命することについて説明し可決された。 本県は非公開案件につき、議事録は別途作成。</p>	
<p>議第2号 平成26年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準について 議第3号 平成26年度使用県立高等学校用教科用図書の採択方針について 議第4号 平成26年度使用県立特別支援学校用教科用図書の採択方針について</p>	
委員長	議第2号から議第4号までは関連があるので、一括して説明をお願いします。
学校支援課 支援長	<p>まず議第2号と議題3号につき説明する。 小中学校の教科書の採択権者は市町村教育委員会であり、県は採択基準を示すこととなっている。来年度は採択替えの年ではないので、「平成24年度と同一の教科用図書を採択すること」となっている。次の採択替えは、小学校については平成27年度からとなるので、26年度に議論をすることになる。「採択に当たり踏まえるべきこと」は昨年度から大きな変更はない。 採択基準（案）の中の、4の採択地区協議会の設置・運営に係る留意事項は、従前要項で示していたものだが、今回、基準にまとめることとした。内容的には大きな変更はない。 議第3号は県立高等学校についてである。県立高等学校の教科用図書の採択については、各学校が採択方針の1から6までの項目を踏まえて選定した教科用図書報告を受けて、県教育委員会で採択する。項目の大きな変更点はない。「原則として2年間は同種の教科用図書を選定する」、各高校において「教科書選定委員会を設け、自校の編成する教育課程に最も適合する教科用図書を選定する」、などとなっている。</p>
特別支援課 支援長	<p>議題4号について説明する。 特別支援学校では、小中学部においては検定済みの教科書等を採択する場合は、今の説明に準じて行うが、障がいの多様性に応じて、障がいのある子どもたちに検定済み教科書では対応できない、より一人一人に応じた教科用図書を使用することが適当だと思われる場合には、文部科学省が作成した著作教科書や、手で触ったりできるような、一般図書から選ぶことができるということで、そうしたものについて調査研究を行い、その中から各学校が障がいに応じて選んだものについて、報告を行い、審議会の方で認める、ということになっている。 高等部の場合は、同じように教科用図書のほか、今のように一般図書を使う場合も、県教育委員会に申請し、承認を受けなければならないこととなっている。 各学校が目前にいる子どもたちのことが一番わかっているので、そこでの選定審議会を踏まえて決定する仕組みとなっている。</p>

ホームページ公開

稲本委員	採択されると、何年間同じなのか。
学校支援課 学 校 支 援 長	(小中学校は原則4年間、高校については原則2年間である。)
稲本委員	気になるのは、4年間で時代は結構変わる。
教 育 長	(教科書検定がそのものがそうで、毎年検定があって、新しい教科書が出るわけではない。そういう元のところの事情がある。)
学校支援課 学 校 支 援 長	(社会情勢の変化ということかというと、考古学の関係で「神の手」というのがあった。あれは教科書の記述のあり方にも影響を与えた。あのようなものだ、学術的に根拠を失っている、教科書会社が訂正を行った、ということはある。あのようなレベルでなければ、通常の検定のサイクルになる。)
稲本委員	漆は中国が発祥だとずっと書いてあったが、今は北海道で9千年前のものが発見され、であるので漆は日本発祥なのだが直されていない。聖徳太子はほぼいなかったとか、歴史は新しい発見がどんどん出てきている。国の制度だから、ここで議論しても仕方ないかもしれないが、めまぐるしい時代だということをも国にも考えてもらいたい。選定委員にもそういうことも踏まえてもらいたい。
委 員 長	先生にも、「教科書にはこう書いてあるけど、今はこうだ」というふうに授業をやってほしい。
月村委員	特別支援学校の高等部用の教科書は教科書目録がないが、問題などないか。
特別支援課 特 別 支 援 長	(高等部用の教科書は元々一冊もない。そのため、高等学校の内容を履修できる子についてはそのものを使えるが、たとえば知的な障がいや障がい重い子にはその子にあったものを選ぶことしかできない。ただ、ここ数年、一般図書の中に、「生活に生きる国語」など、高等部のことを強く意識した一般図書も売られ始めていて、県としてもそういうものを調査研究して、各高等部で採択できるように、適切に情報提供しているところ。)
月村委員	現場で教える先生が、個々人に合った教科書を生徒に使っているというのは結構大変と思うがどうか。
特別支援課 特 別 支 援 長	(様々な職業種別に応じた内容の一般図書を探そうとしても、知的な障がいがある子どもたちに応じたものがあるかなど、非常に苦労しているところ。そのため、職業教育を実施するに当たって教科書代わりとなるテキストを、ビルクリーニングのメンテナンス協会と協力して県が作成した、ということもある。県が全てやるのは難しいが、知的な障がいがある子は、その子の特性がいきる教科書を使ってこそ、職業教育も充実すると思う。今は職業教育の例だが、各教科においてもできる限り、出版社の努力も含め、我々も現場を応援していかないといけないと思っている。)
委 員 長	教科書は無償か。
特別支援課 特 別 支 援 長	(小学部、中学部は義務教育なので無償だが、高等部については、まずは有償で支払っていただく。ただ、特別支援学校に就学している場合は、就学奨励費の中で、家庭の経済状況に応じた補助制度があり、後々補助が受けられる、ということになっている。)
委 員 長	議第2号から議題4号まで一括して採決することに異議はないか。
委 員 長	ないようなので、議第2号から議題4号につき、挙手により採決する。
委 員 長	全員賛成により可決する。

ホームページ公開

議第5号 「平成26年度岐阜県立高等学校入学者選抜について」及び「平成26年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考の方針」について	
学校支援課 援長	今年春の入学者選抜は大きく変更したところなので、来年度は変更後の2年目ということで大きな変更しないということで進めたい。選抜方法を変えたことの検証は、教育総務課とともに、今後進めていきたい。
特別支援課 援長	特別支援学校の入試は、24年度入試までは県立高校の特色化選抜の日程に合わせて実施していたが、特色化選抜がなくなったので、25年度入試以降、2月中旬に行っている。平成26年度の入学者選考は2月13日に実施したいと考えている。実施校は、高等部を設置していない岐阜希望ヶ丘、高山日赤分校を除いた16校となっている。
稲本委員	第2次選抜の学力検査は、資料で「実施する高等学校もあります」となっているが、実施しない学校もあるのか。
学校支援課 援長	第2次選抜を実施する場合、学力検査は全高校が行う。教科は学校により異なり、63校中、5教科が44校、3教科が18校、2教科が1校である。第2次選抜は、第1次選抜で入学定員に満たない学科・コース・部で行われるので、実際に第2次選抜を行ったのは、全日制30校、定時制7校である。
稲本委員	独自検査の面接等はどれくらいがやっているのか。
学校支援課 援長	独自検査の実施校は34校、学科・コース数では103である。内訳では、面接が12校、小論文が2校、実技が3校、自己表現が23校である。複数行うところがあるので、足すと34を超える。
稲本委員	自己表現は何をするのか。
学校支援課 援長	各学校で、部活動で活躍した、などの要件を定めているので、その要件に合致していることを説明してもらおう。
野原委員	自己表現ではプレゼンを行う。パワーポイントを使ってプレゼンを行ったりもする。そのための練習も学校でしたりしている。
委員長	議第5号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により可決する。
議第6号 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について	
教育総務課 援長	国の機関や市町村に大量に文書を発送する際、集中発送という方式で、基本的には封筒に入れることなく送っている。しかし、親展文書や書留文書については封筒に入れることとしている。今回の改正は、封筒に入れて送る文書に、新たに個人情報を含む文書を追加するものである。
委員長	議第6号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により可決する。
○ 閉会	
午後3時55分、閉会を宣言する。	
○ 事務局報告	

ホームページ公開

- (1) 第2次岐阜県教育ビジョンについて (3)
- (2) 平成24年度における県教育行政への県民意見の反映状況 (概要)
- (3) 平成24年度岐阜県における全国レベルの表彰 (文化部門) について
- (4) 岐阜県現代陶芸美術館協議会委員の候補者名簿について
- (5) 岐阜県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について
- (6) 平成25年度教育委員行事予定について